



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年5月26日火曜日 第2675号

◇ 目 次 ◇

狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....	(自然保護課) ...	556
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	558
農用地利用配分計画の認可.....	(農産園芸課担い手・農地保全対策室) ...	559
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	559
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(東予地方局農村整備課) ...	561
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	561
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	562
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(") ...	562
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	562
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	562
指定居宅介護支援事業の廃止.....	(") ...	562
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	563
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	563
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	(") ...	564
土地改良区役員の氏名の変更の届出.....	(") ...	564
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	(") ...	564

公 告

狩猟免許試験の施行.....	(自然保護課) ...	564
----------------	-------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	566
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	566
政治団体の解散の届出.....	(") ...	566

公営企業公告

人工透析装置システムの購入.....	(公営企業管理局総務課) ...	566
--------------------	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第682号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施する。

平成27年5月26日

愛媛県知事 中村時広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成27年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	平成27年7月8日(水)午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234
同上	東予第2会場	平成27年7月10日(金)午前9時	愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター研修室	四国中央市妻鳥町土居山乙127

同	上	東予第3会場	平成27年7月15日(水)午前9時	今治市民会館大会議室	今治市別宮町一丁目4-1
同	上	東予第4会場	平成27年7月22日(水)午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234
同	上	東予第5会場	平成27年7月29日(水)午前9時	今治市民会館大会議室	今治市別宮町一丁目4-1
同	上	東予第6会場	平成27年8月6日(木)午前9時	愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター研修室	四国中央市妻鳥町土居山乙127
同	上	東予第7会場	平成27年8月10日(月)午後1時	東予地区自動車整備協同組合自動車会館	新居浜市本郷三丁目5-35
同	上	東予第8会場	平成27年8月11日(火)午後1時	東予地区自動車整備協同組合自動車会館	新居浜市本郷三丁目5-35
同	上	東予第9会場	平成27年8月20日(木)午後1時	西条市中央公民館多目的ホール	西条市周布401-1
同	上	東予第10会場	平成27年8月30日(日)午後1時	東予地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1
中予地方局		中予第1会場	平成27年7月10日(金)午前9時	砥部町中央公民館講座室	伊予郡砥部町宮内1369
同	上	中予第2会場	平成27年7月15日(水)午前9時	川内公民館大ホール	東温市南方264
同	上	中予第3会場	平成27年7月17日(金)午前9時	北条ふるさと館大会議室	松山市河野別府995
同	上	中予第4会場	平成27年7月22日(水)午前9時	なかやま農業総合センター中ホール	伊予市中山町中山丑314-1
同	上	中予第5会場	平成27年7月30日(木)午前9時	久万町民館2階ホール	上浮穴郡久万高原町久万188
同	上	中予第6会場	平成27年7月31日(金)午前9時	美川農村環境改善センター多目的ホール	上浮穴郡久万高原町上黒岩2923-1
同	上	中予第7会場	平成27年8月13日(木)午前9時	伊予市保健センター(第1・第2)会議室	伊予市尾崎3-1
同	上	中予第8会場	平成27年8月20日(木)午前9時	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132
同	上	中予第9会場	平成27年9月1日(火)午前9時	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132
同	上	中予第10会場	平成27年9月13日(日)午前9時	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132
南予地方局		南予第1会場	平成27年7月9日(木)午後1時	松野町山村開発町民センター大会議室	北宇和郡松野町大字松丸457
同	上	南予第2会場	平成27年7月15日(水)午後1時	広見体育センター	北宇和郡鬼北町近永800-1
同	上	南予第3会場	平成27年7月16日(木)午後1時	吉田公民館大ホール	宇和島市吉田町東小路甲106
同	上	南予第4会場	平成27年7月21日(火)午後1時	大洲市総合福祉センター4階多目的ホール	大洲市東大洲270-1
同	上	南予第5会場	平成27年7月23日(木)午後1時	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37
同	上	南予第6会場	平成27年7月28日(火)午後1時	愛媛県歴史文化博物館第1、2研修室	西予市宇和町卯之町四丁目11-2
同	上	南予第7会場	平成27年7月28日(火)午後1時	岩松公民館大集会室	宇和島市津島町岩松甲471
同	上	南予第8会場	平成27年7月29日(水)午後1時	五十崎自治センター1階共生館ホール	喜多郡内子町平岡甲185-1
同	上	南予第9会場	平成27年7月30日(木)午前9時	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1
同	上	南予第10会場	平成27年8月6日(木)午後1時	西予市野村林業総合センター3階会議室	西予市野村町野村12号619
同	上	南予第11会場	平成27年8月10日(月)午後1時	大洲市平公民館大ホール	大洲市徳森2280-2

同	上	南 予 第 12 会 場	平成27年 8月18日 (火) 午後 1 時	南予地方局八幡浜庁舎 7 階大会議室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37
同	上	南 予 第 13 会 場	平成27年 8月20日 (木) 午後 1 時	五十崎自治センター 1 階共生館ホール	喜多郡内子町平岡甲185 - 1
同	上	南 予 第 14 会 場	平成27年 8月21日 (金) 午後 1 時	愛南町御荘文化センター 2 階大研修室	南宇和郡愛南町御荘平城3063 - 1
同	上	南 予 第 15 会 場	平成27年 8月23日 (日) 午後 1 時	大洲市平公民館大ホール	大洲市徳森2280 - 2
同	上	南 予 第 16 会 場	平成27年 8月25日 (火) 午後 1 時	西予市野村林業総合センター 3 階会議室	西予市野村町野村12号619
同	上	南 予 第 17 会 場	平成27年 8月27日 (木) 午後 1 時	五十崎自治センター 1 階共生館ホール	喜多郡内子町平岡甲185 - 1
同	上	南 予 第 18 会 場	平成27年 8月30日 (日) 午後 1 時	南予地方局八幡浜庁舎 7 階大会議室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37
同	上	南 予 第 19 会 場	平成27年 8月30日 (日) 午後 1 時	愛南町一本松山村開発センター大会議室	南宇和郡愛南町一本松3520
同	上	南 予 第 20 会 場	平成27年 9月13日 (日) 午前 9 時	南予地方局 7 階大会議室	宇和島市天神町 7 - 1

3 申込みの手續

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第 2 号から第 4 号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真 (6 箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル及び横の長さ 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料 (愛媛県収入証紙によること。) 更新しようとする免許の種類ごとに各 2,900 円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班 (以下「林業課」という。) とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第683号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成26年愛媛県条例第53号) 第11条第 1 項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成27年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) 2 (4 - クロロ 2 , 5 ジメトキシフェニル) N
(3 , 4 , 5 トリメトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
- (2) 2 (4 エチル 2 , 5 - ジメトキシフェニル) N
(2 メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
- (3) 3 [2 (2 メトキシベンジルアミノ) エチル] キナ

ゾリン 2 , 4 (1 H , 3 H) ジオン及びその塩類

(4) 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成27年 5月27日

○愛媛県告示第684号

平成27年 4月13日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成27年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
檜垣 圭亮	愛媛県松山市光洋台 8 番地45	愛媛県松山市府中653番	1,074

2 認可年月日

平成27年 5月18日

○愛媛県告示第685号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 5月26日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社クラレ
岡山県倉敷市酒津1621番地
取締役社長 伊藤 正明

2 事業場の名称及び所在地

株式会社クラレ西条事業所
西条市朔日市892番地

3 特定施設に関する事項

ポパール洗浄施設No.8

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第46号イ 水洗施設	
特定施設の能力	1日当たり10トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約3か月	
使用開始の予定年月日	平成27年12月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,100 最大 2,700

浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	15
	最大	20
	室素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	最大	5
	通常	1以下
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	最大	1以下
	通常	120
	最大	200

備考 汚水等は、嫌気処理施設、好気処理施設、ばっき凝集沈殿処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 嫌気処理施設

設 置 年 月 日	平成 8 年 3 月 18 日		
処 理 施 設 の 種 類	生物学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	嫌気性処理		
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦61.00メートル 横30.57メートル 高さ13.20メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	メタン発酵法		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の	項 目	処 理 前	処 理 後
		水素イオン濃度（水素指数）	通常 7~8 最大 7~8

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1,909 最大 2,352	通常 191 最大 235
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 50 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9.0 最大 18.9	通常 11.8 最大 19.7
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.2 最大 1.0	通常 1.8 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,162 最大 1,442	通常 1,162 最大 1,442

備考 汚水等は、好気処理施設にて処理する。

(2) 好気処理施設

設 置 年 月 日	平成23年10月31日		
処 理 施 設 の 種 類	生物学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	好気性処理		
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦42.00メートル 横30.57メートル 高さ5.80メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6~7 最大 6~8	通常 6~7 最大 6~8
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 191 最大 235	通常 49 最大 57
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 30 最大 30
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 11.8 最大 19.7	通常 11.8 最大 19.7
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1.8 最大 7.0	通常 1.8 最大 7.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,162 最大 1,442	通常 1,162 最大 1,442
----------------------------	----------------------	----------------------

備考 汚水等は、ばっき凝集沈殿処理施設にて処理する。

(3) ばっき凝集沈殿処理施設

設 置 年 月 日	昭和11年7月11日		
処 理 施 設 の 種 類	生物学的処理及び物理学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	好気性処理		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦230.0メートル 横24.0メートル 高さ3.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり30,000トン処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	ばっ気及び沈降		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 20.0 最大 34.8	通常 19.0 最大 31.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 6.9 最大 30.0	通常 5.5 最大 30.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5.0 最大 24.3	通常 5.0 最大 24.3
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.4 最大 1.1	通常 0.4 最大 1.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 15,502 最大 19,012	通常 15,502 最大 19,012

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
排水口No.1

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 6.2 最大 9.9

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 10
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.1 最大 8.3
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 55,480 最大 67,250

備考 この他に、雨水排水口が4箇所ある。

○愛媛県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 勝 利	新居浜市又野 1 - 8 - 39
"	山 内 博	新居浜市田の上 1 - 17 - 23
"	高 橋 繁	新居浜市松神子 2 - 8 - 19
"	伊 藤 覚	新居浜市垣生 4 - 14 - 1
"	永 易 澄 夫	新居浜市田の上 2 - 4 - 18
"	近 藤 直	新居浜市田の上 1 - 13 - 19
"	佐々木 章 文	新居浜市垣生 2 - 7 - 5
"	碓 井 正 徳	新居浜市松神子 1 - 1 - 27
監 事	岡 部 真 佐 明	新居浜市垣生 4 - 4 - 8
"	岡 部 智 晃	新居浜市高田 1 - 7 - 57

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 勝 利	新居浜市又野 1 - 8 - 39
"	山 内 博	新居浜市田の上 1 - 17 - 23
"	高 橋 繁	新居浜市松神子 2 - 8 - 19
"	伊 藤 覚	新居浜市垣生 4 - 14 - 1
"	岡 田 一 美	新居浜市田の上 2 - 14 - 8
"	近 藤 直	新居浜市田の上 1 - 13 - 19
"	佐々木 章 文	新居浜市垣生 2 - 7 - 5
"	碓 井 正 徳	新居浜市松神子 1 - 1 - 27
監 事	岡 部 真 佐 明	新居浜市垣生 4 - 4 - 8
"	岩 崎 靖	新居浜市田の上 2 - 11 - 42

○愛媛県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市妻鳥地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	篠 原 繁 樹	四国中央市妻鳥町930番地の6
"	守 谷 久 徳	四国中央市妻鳥町129番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	守 谷 幸 茂	四国中央市妻鳥町124番地
"	石 川 茂	四国中央市妻鳥町424番地の3

○愛媛県告示第688号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 22) 第 14595号	平成22年 8月17日	(株) 住 重 テク ノ ク ラ フ ト	関 一 郎	新居浜市惣開町 5 - 2	平成27年 4月6日	管 工 事 業 機 械 器 具 設 置 工 事 業	建設業の廃止
(般 - 24) 第 15200号	平成24年 12月4日	住 重 試 験 検 査 (株)	高 尾 美 好	西条市今在家1501	平成27年 4月8日	電 気 工 事 業 管 工 事 業	建設業の廃止
(般 - 23) 第 16945号	平成23年 12月19日	(株) グ ッ チ	大 久 保 勲	今治市常磐町 8 - 1 - 18	平成27年 4月9日	土 木 工 事 業 建 築 工 事 業	建設業の廃止
(般 - 23) 第 6345号	平成23年 8月28日	四 国 風 呂 釜 製 作 所	宮 内 正 俊	四国中央市金生町下分814 - 3	平成27年 4月13日	管 工 事 業	建設業の廃止
(特 - 22) 第 15828号	平成22年 10月14日	安 藤 工 業 (株)	安 藤 雅 文	西条市三津屋190 - 1	平成27年 4月15日	土 木 工 事 業 建 築 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 ほ 装 工 事 業 し ゅ ん せ つ 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業	建設業の廃止

○愛媛県告示第689号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ベストケア株式会社	ケアフィット松前	愛媛県伊予郡松前町北黒田242番地1	平成27年4月1日	通所介護
有限会社あいらんど	デイサービスあいらんど上野	愛媛県伊予市上野1267番地	平成27年4月3日	通所介護
有限会社あいらんど	ヘルパーステーションあいらんど	愛媛県伊予郡松前町大字筒井685番地6	平成27年4月1日	訪問介護

○愛媛県告示第690号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社あいらんど	居宅介護支援事業所あいらんど	愛媛県伊予郡松前町大字筒井685番地6	平成27年4月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第691号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社あいらんど	デイサービスあいらんど上野	愛媛県伊予市上野1267番地	平成27年4月3日	介護予防通所介護
有限会社あいらんど	ヘルパーステーションあいらんど	愛媛県伊予郡松前町大字筒井685番地6	平成27年4月1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第692号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社モバイルコム	デイフィット ASRE和 とべ	愛媛県伊予郡砥部町重光181番地4	平成27年4月30日	通所介護

○愛媛県告示第693号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社たんぼ介護サービス	たんぼ介護支援センター	愛媛県東温市見奈良399番地	平成27年 4月10日	居宅介護支援

○愛媛県告示第694号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社モバイルコム	デイフィット ASRE和 とべ	愛媛県伊予郡砥部町重光181番地 4	平成27年 4月30日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3号
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1番 6号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5番 1号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3号
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8番22号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号
監 事	山 本 武	松山市畑寺二丁目18番17号
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3番24号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3号
"	山 本 武	松山市畑寺二丁目18番17号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5番 1号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3号
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8番22号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号
監 事	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1番 6号
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3番24号

○愛媛県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	泉 忠 厚	東温市志津川746番地
"	池 田 礼 次	東温市志津川743番地 2
"	高 塚 正 一	東温市志津川521番地 2
"	高 塚 三 朗	東温市志津川583番地 1
"	吉 岡 茂 夫	東温市志津川1799番地 3
"	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	大 西 博 美	東温市西岡454番地 2
"	丹 生 谷 悟	東温市西岡874番地
"	松 本 貢 一	東温市西岡754番地
監 事	伊 賀 洋 介	東温市西岡164番地
"	岩 川 保	東温市志津川596番地 2
"	末 光 良 男	東温市志津川1417番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地
"	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	森 省 三	東温市志津川514番地
"	高 塚 三 朗	東温市志津川583番地 1
"	清 水 昭 弘	東温市志津川680番地 4
"	増 田 伸 一	東温市志津川1835番地
"	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	山 内 正 行	東温市西岡427番地
"	岡 本 光	東温市西岡737番地 4
"	山 本 隆 夫	東温市西岡800番地

監 事	和 田 隆 茂	東温市西岡433番地 1
"	友 近 泰 教	東温市志津川57番地 1
"	越 智 賢 治	東温市志津川1790番地

○愛媛県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	泉 忠 厚	東温市志津川746番地
"	大 西 博 美	東温市西岡454番地 2
監 事	伊 賀 正	東温市西岡161番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	大 西 博 美	東温市西岡454番地 2
監 事	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地

○愛媛県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	芳 野 国 広	芳 野 國 廣
"	浜 岡 英 俊	濱 岡 英 俊
"	芳 野 恵 三	芳 野 恵 三

○愛媛県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	奥 村 徹 八	松山市北梅本町乙15番地	松山市北梅本町甲16番地 1

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成27年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成27年 8月 4日（火）午前 9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 1 会 場	東予地方局西条第 2 庁舎 4 階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 2 会 場	愛媛県今治庁舎 4 階大会議室	今治市旭町一丁目 4 - 9	同 上
中 予 第 1 会 場	愛媛県生涯学習センター大研修室	松山市上野町甲650	同 上

南予第1会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第2会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

(2) 平成27年9月6日(日)午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第3会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第4会場	愛媛県今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
中予第2会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同上
南予第3会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第4会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成27年8月4日の試験に係るものについては、7月7日(火)から21日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成27年9月6日の試験に係るものについては、7月7日(火)から8月24日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
一色輝雄後援会	一色輝雄	一色勝正	西条市飯岡3205	平成27年4月17日	
松山市医師連盟	村上博	渡部隆博	松山市藤原二丁目4-70	平成27年4月24日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
新時代戦略研究会	主たる事務所の所在地	今治市大新田町一丁目2-17	今治市北日吉町二丁目6-42	平成27年4月1日	
西岡新後援会	主たる事務所の所在地	今治市大新田町一丁目2-17	今治市北日吉町二丁目6-42	平成27年4月1日	
河上たかと後援会	主たる事務所の所在地	松山市祓川一丁目4-15	松山市住吉一丁目1-1	平成27年4月16日	
愛媛県水落敏栄後援会	代表者	愛原章	高橋正徳	平成27年4月17日	
日本遺族政治連盟愛媛県本部	代表者	愛原章	高橋正徳	平成27年4月17日	
水田しろう後援会	代表者	伊瀬良一	谷口武男	平成27年4月20日	
中田広後援会	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町御荘平城3740	南宇和郡愛南町船越1292-1	平成27年4月23日	
	代表者	佐々木史仁	中田広		

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年 5月26日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
一色輝雄後援会	一色輝雄	平成26年12月10日
次世代の党愛媛県支部連合会	桜内文城	平成27年2月28日
維新の党衆議院愛媛県第4選挙区支部	森夏枝	平成27年3月12日

しらはた愛一後援会	小野芳男	平成27年3月31日
次世代の党衆議院愛媛県第四支部	桜内文城	平成27年3月31日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 5月26日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

1 入札に付する事項

- (1) 件名
人工透析装置システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量

人工透析装置システム 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成27年11月11日(水)まで

(5) 納入場所

愛媛県今治市石井町4丁目5の5

愛媛県立今治病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成27年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中いない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

(2) 入札書の受領期限

契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj>

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成27年6月29日(月)午後5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成27年7月6日(月)から平成27年7月7日(火)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、7月7日は午後5時15分まで))。

紙入札による場合は、平成27年7月7日(火)午後5時15分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成27年7月8日(水)午前10時00分

愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-1000 内線4623

又は(089)912-2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成27年6月29日(月)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : hemodialysis system , 1 set

(2) Time limit of tender : 5 : 15 p.m . , 7 July 2015

(3) For further information , please contact : Property

Management Section , General Affairs Division , Public
Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural
Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime
790 8570 Japan
TEL 089 912 2794